

郡山市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第20号

郡山市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

郡山市子育て短期支援事業の実施に関する規則（令和2年郡山市規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 住民税非課税世帯 第7条の規定による申請をしようとする年度の市町村民税（当該申請が4月1日から5月30日までの間にあっては前年度の市町村民税）が非課税である世帯をいう。</p> <p>(5) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているものの世帯及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているものの世帯をいう。</p> <p><u>(6) 親子 児童及びその保護者をいう。</u></p> <p>(事業種類等)</p> <p>第3条 事業の種類は次の各号に掲げるとおりとし、その事業の内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 短期入所生活援助事業（以下「<u>ショートステイ事業</u>」という。）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第1条の2の10第1項に規定する事業</p> <p>(2) 夜間養護等業（以下「<u>トワイライトステイ事業</u>」という。）施行規則第1条の3第1項に規定する夜間養護等事業のうち、次のア及びイに掲げる時間に行う事業</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 住民税非課税世帯 <u>第9条</u>の規定による申請をしようとする年度の市町村民税（当該申請が4月1日から5月30日までの間にあっては前年度の市町村民税）が非課税である世帯をいう。</p> <p>(5) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129条）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているものの世帯及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているものの世帯をいう。</p> <p>(事業種類等)</p> <p>第3条 事業の種類は次の各号に掲げるとおりとし、その事業の内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 短期入所生活援助事業 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第1条の2の10第1項に規定する<u>短期入所生活援助事業</u></p> <p>(2) 夜間養護事業 施行規則第1条の3第1項に規定する夜間養護等事業（以下「<u>夜間養護等事業</u>」という。）のうち、<u>月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休</u></p>

ア 月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。この号において同じ。）の午後5時から午後10時まで

イ 日曜日、土曜日及び休日の午前8時から午後6時まで

（対象者）

第6条 ショートステイ事業を利用することができる者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する保護者の児童又は親子とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 経済的問題等により緊急一時的に児童又は親子に対する保護を必要とする場合

(5) レスパイト・ケア（一時的な休息をいう。）又は児童との関わり方、養育方法等に関する支援のため、親子での利用が必要であると認められる場合

2 トワイライトステイ事業を利用することができる者は、市内に住所を有し、かつ、保護者が仕事その他の理由により第3条第2号に定める日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合における保護者の児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

日をいう。以下同じ。）を除く。）の午後5時から午後10時までの間に行う事業

(3) 休日預かり事業 夜間養護等事業のうち、日曜日、土曜日及び休日の午前8時から午後6時までの間に行う事業

（対象者）

第6条 短期入所生活援助事業を利用することができる者は、市内に住所を有し、かつ、次に掲げる事由のいずれかに該当する保護者の児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 経済的問題等により緊急一時的に児童に対する保護を必要とする事由

2 夜間養護事業及び休日預かり事業を利用することができる者は、市内に住所を有し、保護者が仕事その他の理由により第3条第2号及び第3号に定める日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合における保護者の児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（事前登録）

第7条 事業を利用しようとする児童の保護者は、事業を利用しようとする日の属する年度において初めて利用しようとするときは、利用しようとする日の前日までに、郡山市子育て短期支援事業利用登録届出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 保護者は、前項の規定により提出した書類の内容に変更があった場合には、速やかに市長に口頭により申し出るとともに、当該変更に必要な書類

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、事業を利用する日の前日までに郡山市子育て短期支援事業利用申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、利用の可否を決定し、その結果を郡山市子育て短期支援事業利用可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(即時利用)

第9条 第7条の規定にかかわらず、申請者は、緊急を要する場合は、口頭により利用を申し出ることができる。

2 (略)

3 前項の規定により利用を認めるときは、申請者は速やかに第7条に定める手続をしなければならない。

(利用の期間)

第10条 事業の利用の期間は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ

を提出しなければならない。

(食物性アレルギーを有する児童)

第8条 事業を利用しようとする児童が食物性アレルギーを有し、アレルギーとなる食材の除去を必要とする場合は、当該児童の保護者は、利用の開始前までに、医師が記入した食物性アレルギーの内容及び除去食等に関する指示の書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類を提出した保護者は、当該児童の食物性アレルギーが消失したことで除去が不要となった食材がある場合は、当該食材の除去の解除について、市長に文書で依頼するものとする。

(利用の申請)

第9条 第7条の規定による届出を行った児童の保護者は、事業を利用する日の前日までに、短期入所生活援助事業を利用する場合には郡山市子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）利用申請書（第2号様式）により、夜間養護事業又は休日預かり事業を利用する場合には郡山市子育て短期支援事業（夜間養護事業・休日預かり事業）利用申請書（第2号様式の2）により、市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第10条 市長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、利用の可否を決定し、その結果を郡山市子育て短期支援事業利用可否決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(即時利用)

第11条 第7条及び第9条の規定にかかわらず、申請者は、緊急を要する場合は、口頭により利用を申し出ることができる。

2 (略)

3 前項の規定により利用を認めるときは、申請者は速やかに第7条又は第9条に定める手続をしなければならない。

(利用の期間)

第11条の2 事業の利用の期間は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、そ

れ当該各号に定める期間とする。

- (1) ショートステイ事業 1月につき7日以内
- (2) トワイライトステイ事業 利用の日の合計が1会計年度につき30日以内

2 (略)

(児童の付添い)

第11条 事業を実施する施設等（以下「実施施設等」という。）への児童の付添いは、保護者が行うものとする。ただし、保護者が児童に付添うことが困難である事情があるときは、実施施設等の職員が保護者に代わり、付添いを行うことができる。

2 前項ただし書により実施機関等の職員が行うことができる付添いの区間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) その他市長が必要と認める区間

(利用の制限)

第12条 第8条の規定による利用の決定を受けた又は第9条第2項の規定により利用を認められた児童又は親子が、事業を利用しようとする日において、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を利用することができない。

- (1) 感染症の疾病を有する又は有する疑いがあるとき。
- (2) 実施施設等の管理上支障があるとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(費用等)

第13条 第8条の規定による利用の決定の通知を受けた者は（以下「利用者」という。）は、事業実施のための必要経費の一部を負担するものとし、利用の開始前までに、速やかに別表に定める利用者徴収額に利用日数を乗じた金額を市長に支払わなければならない。

(利用の変更の申請)

れぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 短期入所生活援助事業 1月につき7日以内
- (2) 夜間養護事業及び休日預かり事業 利用の日の合計が1会計年度につき30日以内

2 (略)

(児童の付き添い)

第11条の3 事業を実施する施設等（以下「実施施設等」という。）への児童の付き添いは、保護者が行うものとする。ただし、保護者が児童に付き添うことが困難である事情があるときは、実施施設等の職員が保護者に代わり、付き添いを行うことができる。

2 前項ただし書により実施機関等の職員が行うことができる付き添いの区間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) (略)

(利用の制限)

第12条 第10条第1項の規定による利用の決定を受けた児童又は前条第2項の規定により利用を認められた児童（以下「利用児童」という。）が、事業を利用しようとする日において、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を利用することができない。

- (1) 感染症の疾病を有するとき。
- (2) 明らかな発熱を呈しているとき。

(費用等)

第13条 利用児童の保護者は、事業実施のための必要経費の一部を負担するものとし、利用の開始前までに、速やかに別表に定める利用者徴収額に利用日数を乗じた金額を市長に支払わなければならない。

(利用の変更の申請)

第14条 利用者は、第8条の規定による決定に係る事項を変更しようとするときは、郡山市子育て短期支援事業利用変更申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更の可否を決定し、郡山市子育て短期支援事業利用変更決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（利用の決定の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による決定を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、郡山市子育て短期支援事業利用決定取消通知書（第5号様式）により、利用者へ通知するものとする。

別表（第13条関係）

1 ショートステイ事業

利用世帯区分		区分	利用者徴収額
生活保護世帯		児童	(略)
			2歳以上 (略)
		保護者	0円
住民税非課税世帯	ひとり親家庭の世帯	児童	(略)
			2歳以上 (略)
		保護者	0円
	ひとり親家庭以外の世帯	児童	(略)
			2歳以上 (略)
		保護者	1,000円
その他の世帯		児童	(略)
			2歳以上 (略)

第14条 利用児童の保護者は、第10条の規定による決定に係る事項を変更しようとするときは、郡山市子育て短期支援事業利用変更申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更の可否を決定し、郡山市子育て短期支援事業利用変更決定通知書（第5号様式）により利用児童の保護者へ通知するものとする。

（利用の決定の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による決定を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、郡山市子育て短期支援事業利用決定取消通知書（第6号様式）により、利用児童の保護者へ通知するものとする。

別表（第13条関係）

1 短期入所生活援助事業

利用世帯区分		児童年齢区分	利用者徴収額
生活保護世帯		(略)	
		2歳以上	(略)
住民税非課税世帯	ひとり親家庭の世帯	(略)	
		2歳以上	(略)
		ひとり親家庭以外の世帯	(略)
	ひとり親家庭以外の世帯	(略)	
		2歳以上	(略)
		その他の世帯	(略)
その他の世帯		(略)	
		2歳以上	(略)

	保護者	2,750円		
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 児童の年齢の基準日は、<u>ショートステイ事業</u>の利用を開始した日とする。</p> <p>2 <u>トワイライトステイ事業</u></p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表において「平日」とは<u>第3条第2号ア</u>に定める日を、「休日」とは<u>同号イ</u>に定める日をいう。</p>			<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 児童の年齢の基準日は、<u>短期入所生活援助事業</u>の利用を開始した日とする。</p> <p>2 <u>夜間養護事業及び休日預かり事業</u></p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表において「平日」とは<u>第3条第2号</u>に定める日を、「休日」とは<u>同条第3号</u>に定める日をいう。</p>	

第1号様式から第6号様式までを削り、附則の次に次の5様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定及び第6条第2項の改正規定（「有し」の次に「、かつ」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則を施行するために必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市子育て短期支援事業の実施に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の郡山市子育て短期支援事業の実施に関する規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。